(d)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(a)及び(b)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(e)　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(2)　構成員の技術的要件等　異工種ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

(a)　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が30m以上の工事。

(ｳ)　基礎形式が深礎杭で、杭長15m以上、杭径４m以上の工事。

(ｴ)　上記(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の施工実績を有し、(ｳ)は同一工事でなくてもよいが、(ｱ)の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。

なお、上記(ｱ)から(ｴ)までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(b)　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋で、かつ、最大支間長が80m以上の工事。

(ｳ)　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。

(ｴ)　上記(ｱ)から(ｳ)までは同一工事の施工実績を有すること。

なお、上記(ｱ)から(ｴ)までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c)　異工種ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(d)　異工種ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

(3)　異工種ＪＶの協定　異工種ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶの取扱い

上記７(1)(a)及び(b)の認定（上記７(1)(a)及び(b)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、異工種ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７(1)(a)及び(b)の認定を受けていない構成員が上記７(1)(a)及び(b)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに異工種ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７(1)(a)及び(b)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７(1)(a)及び(b)の認定又は上記７(1)(a)及び(b)の一般競争参加資格がないとの認定（上記７(1)(a)及び(b)の近畿地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、異工種ＪＶとしての資格がないと認定する。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

異工種ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　異工種ＪＶの名称は、「紀北西道路北別所高架橋上下部工事○○・○○異工種建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に異工種ＪＶとして参加するためには、開札の時において、異工種ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 25 年３月 29 日

独立行政法人国立病院機構

静岡医療センター院長　小嶋　俊一

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　22

○第 07001 号（№07001）

1　調達内容

(1)　品目分類番号　22、31

(2)　導入計画物品及び数量　デジタルＸ線一般撮影システム　二式

(3)　調達方法　購入

(4)　導入予定時期　平成25年度第３・四半期

(5)　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　Ｘ線の被ばく量を大幅に低減しながら高画質な画像がえられること。

②　少ない線量でも高感度かつ低ノイズで撮影が可能なこと。

③　高精細の画像による広範囲の検査が短時間で行える性能をもつこと。

④　当院既存の病院情報システム・放射線部門システム・画像制御装置・既存検像端末・ＰＡＣＳとの接続が可能なこと。

⑤　適切な保守体制と迅速なユーザー支援体制を有すること。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１(2)の物品に関する一般的な参考資料及び同(5)の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

(1)　資料等の提供期限　平成25年４月30日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒411―8611 静岡県駿東郡清水町長沢762―１　独立行政法人国立病院機構静岡医療センター企画課長　藤田　守正　電話055―975―2000　内線1031

3　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

4　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 22, 31

(2)　Nature and quantity of the products to be purchased : Digital Radiography System 2 set

(3)　Type of the procurement : Purchase

(4)　Basic requirements of the procurement :

①　The products shall achieve both reduction of X-ray dose and high image quality.

②　The products can make an exposure with high resolution and low noise even if it is exposed by lower dose.

③　The products can perform various type of examination with high quality image in short period.